

高知県データ駆動型農業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県データ駆動型農業推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、施設園芸を中心にデータの「見える化」並びに分析・共有によって高い生産性及び収益性を実現する「データ駆動型農業」の取組の拡大に向け、産地としてのデータ活用の取組体制の構築、農業者の技術習得等を支援するとともに、データを活用した施設園芸の取組を各地域に展開することを目的に、みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業費補助金等のうちスマート農業の総合推進対策交付等要綱（令和4年4月1日付け3農会第644号）に基づき、高知県データ駆動型農業推進協議会（別表第1に定める者から構成されるものをいう。）が行う事業のうち、補助金の交付対象として知事が認める事業（以下「補助事業」という。）に係る経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業、補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助事業、補助対象経費及び補助率は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等

(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。) であるとき。

- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。) が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助事業の着手)

第6条 補助事業者は、補助事業を着手する場合、前条の規定による補助金交付決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手を行う必要がある場合は、補助事業者は、別記第2号様式による補助金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、当該契約に係る一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により申請し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった

場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、第5条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助事業者が県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
 - (2) 補助事業の成果目標の変更
 - (3) 補助金の増額又は交付の決定額に対して30パーセントを超える補助金の減額
- 2 補助事業者は、前項に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、同項の規定に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

（補助事業遂行状況報告書）

第9条 補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記第5号様式による補助金遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、第11条の規定による概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

（補助事業の実績報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第6号様式による補助金実績報告を、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月6日までに提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助金実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税

額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。
- 4 補助事業者は、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額等がない場合は、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、別記第7号様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の概算払）

第11条 補助事業者が補助金の全部又は一部について概算払を受けようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。
- (5) 補助事業者が第5条ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めるとき。

（関係書類の保管）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具で、処分制限期間を経過しないものにあつては、当該処分制限期間を経過するまでの間、別記第9号様式による財産管理台帳及びその他関係書類を保管しなければならない。

（グリーン購入）

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条

例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月11日から施行し、令和3年度の事業から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第5号及び第6号、第10条第3項及び第4項、第12条、第13条並びに第15条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年5月12日から施行する。

別表第1（第2条関係）

高知県データ駆動型農業推進協議会

高知県データ駆動型農業推進協議会の構成員は、次に掲げる者とする。（このうち県、園芸作物の生産者は、必須の構成員とする。）

- 1 県
- 2 園芸作物の生産者
- 3 民間事業者
- 4 農業協同組合連合会
- 5 農業協同組合等
- 6 県内の大学等（国立大学法人、地方公共団体・公立大学法人をいう。）
- 7 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- 8 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- 9 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）

別表第2（第3条関係）

補助事業及び補助対象経費	補助率
<p>データ駆動型農業推進事業</p> <p>主に施設園芸産地を対象として、「データ駆動型農業」の実践を促進するため、産地としてのデータ共有・分析の取組体制の構築や農業者の技術習得等に向けた、次に掲げる取組に要する経費。</p> <p>1 推進会議の開催</p> <p>2 データ収集及び分析機器の活用の検証</p> <p>3 データ活用のために必要な農業用ハウスのリノベーション</p> <p>4 検証の成果等の普及及び情報発信</p>	<p>定額</p> <p>機械設備等のリース導入以外：定額 機械設備等のリース導入：2分の1以内 ただし、次に掲げるもののリース導入については、定額 ・温度、CO2、湿度等の複数の環境の制御を行うためのセンサー類、モニタリング装置等</p> <p>2分の1以内</p> <p>定額</p>

注：補助率及び補助対象経費については、みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業費補助金等のうちスマート農業の総合推進対策交付等要綱（令和4年4月1日付け3農会第644号）の別表2及び別紙3の別表1、別表2によるものとする。